

## 議案第 22 号

向日市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

向日市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第19号）の一部を改正する条例

向日市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第19号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（欠格条項）</p> <p>第4条 略</p> <p><u>（休団）</u></p> <p>第4条の2 <u>団員は、長期出張、育児等で長期間活動に参加することができないときは、3年を超えない範囲内で団員の身分を有したまま消防団活動を休止（以下「休団」という。）することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により休団しようとするときは、あらかじめ文書をもって、市長又は団長（以下「任命権者」という。）に届け出て、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 休団している団員が復帰しようとするときは、あらかじめ文書をもって、任命権者に届け出て、その承認を受けなければならない。この場合において、当該団員が復帰したときの階級は、休団した日にその者が属していた階級とする。</u></p> <p><u>4 休団している団員は、休団の期間中、報酬については支給しないものとし、退職報償金については在職年数に算入しないものとする。</u></p> <p>（分限）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>第4条第2号を除く同条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>（服務規律）</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第4条 略</p> <p>（分限）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第2号</u>を除く同条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>（服務規律）</p>

